

<アスベストQ&A集>

E 大気環境に関すること【環境関係】

担当部署	環境農政局環境部環境課大気・交通環境グループ 電話045-210-4111
E-22	事前調査をした結果、石綿が無い場合は行政へ報告しなくともよいですか。 (令和5年1月13日追加)

【答】

石綿の有無に関わらず、次の要件に該当する場合は行政への報告が必要です。

解体等工事の対象	解体等工事の種類	報告対象となる範囲
全ての建築物	解体	作業対象の床面積の合計が80m <sup>2</sup> 以上
	改造・補修	請負代金の合計額が税込み100万円以上
特定の工作物 <sup>※</sup>	解体、改造・補修	請負代金の合計額が税込み100万円以上

※ 報告対象となる工作物（令和2年10月7日 環境省告示第77号）は、次のとおりです。

- |                           |                      |
|---------------------------|----------------------|
| ①反応槽                      | ⑨変電設備                |
| ②加熱炉                      | ⑩配電設備                |
| ③ボイラー及び圧力容器               | ⑪送電設備（ケーブルを含む）       |
| ④配管設備（建築物に設ける給水設備等を除く）    | ⑫トンネルの天井板            |
| ⑤焼却設備                     | ⑬プラットホームの上家          |
| ⑥煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く） | ⑭遮音壁                 |
| ⑦貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）    | ⑮軽量盛土保護パネル           |
| ⑧発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く） | ⑯鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 |

参考

- 令和2年11月30日付け環水大大発第2011301号 環境省水・大気環境局長通知「大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について 第3 事前調査 7 事前調査結果等の報告」  
<https://www.env.go.jp/air/air/osen/R1-Main13.pdf>